

個人情報ファイル登録簿の記載事項について

1 実施機関（主管課）

実施機関として、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、公営企業の管理者（上下水道局）、議会の別が記載されます。

主管課については、3で掲げる個人情報ファイルを利用する事務を所掌し、これを責任をもって管理する所属が記載されます。

2 保有開始年月日

個人情報ファイルの保有を開始した年月日が記載されます。

3 個人情報ファイルの名称

個人情報が利用されるファイル（簿冊、データベース等）の名称が記載されます。

4 個人情報ファイルの利用目的

個人情報ファイルがどのような事務に利用されるかがわかるよう、その利用目的が記載されます。

5 個人情報を取得する根拠法令等

個人情報を取得する根拠となる法令等の名称及び根拠条文が記載されます。

6 記録する対象者の範囲

保有個人情報の本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲が記載されます。

7 個人情報の記録項目

個人情報ファイルに記録されている情報のうち、該当する項目にレ印が記載されます。

8 個人情報の収集方法

個人情報の収集方法について、本人から収集する、本人以外から収集することの別、本人以外から収集する場合は、その取得先及び根拠法令等が記載されます。

9 目的外利用

保有する個人情報をその目的以外の事務で利用することの有無、目的外利用をする場合は、その利用先及び根拠法令等が記載されます。

10 外部提供

保有する個人情報を実施機関以外の外部へ提供することの有無、外部提供をする場合は、その提供先及び根拠法令等が記載されます。

11 委託の状況

保有する個人情報を利用する事務について、事務の一部又は全部を委託することの有無が記載されます。

12 オンライン結合の有無

オンライン結合（実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機と通信回線により結合し、実施機関の保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいいます。）により、個人情報を提供することの有無が記載されます。

13 個人情報ファイルの種類

電子計算機処理に係る個人情報ファイル（条例第2条第7号アに該当するもの。電算処理ファイル。）又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル（条例第2条第7号イに該当するもの。マニュアルファイル）の別が記載されます。

電算処理ファイルに該当する場合は、当該電算処理ファイルの利用目的及び記録項目の範囲内であるマニュアルファイル（規則第2条第2項第4号に該当するファイル）の有無が記載されます。

注1）条例＝倉吉市個人情報保護条例（平成17年倉吉市条例第8号）

注2）規則＝倉吉市個人情報保護条例施行規則（平成17年倉吉市規則第69号）